


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市高齢者自立支援日常生活用具給付事業実施要綱の一部を 改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条例 規則 部課 機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法改正に伴い、平成27年8月1日から介護保険サービス利用者で、一定以上の所得のある第1号被保険者（65歳以上）の負担が1割から2割となる。</p> <p>このため、高齢者福祉サービスのうち、介護保険制度との利用者負担の整合性を図るため「高齢者自立支援日常生活用具給付事業」について、同様の負担割合とするために要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①別表に、対象者の所得区分に応じた負担割合を規定する。</p> <p>②申請時に住民税・都民税課税非課税証明書の添付を規定する。ただし、公簿等で確認できる場合は、添付を省略できる。</p> <p>(2) 施行日 平成27年8月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 介護保険サービスとの公平性・整合性が図られる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>・文書課において審査済</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。